


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式



【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No. 5  
【根拠条文】 法第27条の25第1項に基づく報告書  
【提出先】 関東財務局長  
ゴールドマン・サックス証券会社東京支店  
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)   
【氏名又は名称】 社長 持田 昌典  
英国領バージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、  
ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140  
【住所又は本店所在地】  
【報告義務発生日】 平成18年9月15日  
【提出日】 平成18年9月21日  
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 5名  
【提出形態】 連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	西松建設(株)
会社コード	1820
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都港区虎ノ門1-20-10

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者(大量保有者) / 1】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs (Japan) Ltd.
住所又は本店所在地	英国領 ハージン・アイランド、トルトラ、ロート・タウン、ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	持田 昌典
代表者役職	社長
事業内容	証券業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

#### (2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等
-----------------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	2,869,000		
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 2,869,000	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 2,869,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年7月31日現在)	Q 277,957,513
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	1.03
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	1.45

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年7月24日	普通株	17,000	取得	(貸借)
2006年8月3日	普通株	590,000	取得	(貸借)
2006年9月1日	普通株	590,000	処分	(貸借)
2006年9月4日	普通株	590,000	取得	(貸借)
2006年9月11日	普通株	716,000	処分	(貸借)
2006年9月12日	普通株	2,000	取得	(貸借)

## (5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 2,859,000株の借入
--------------------------



**第2【提出者に関する事項】****2【提出者(大量保有者) / 2】****(1)【提出者の概要】****①【提出者(大量保有者)】**

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs International
住所又は本店所在地	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

**②【個人の場合】**

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

**③【法人の場合】**

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	Patrick J. Ward
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

**④【事務上の連絡先】**

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

**(2)【保有目的】**

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等
-----------------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	12,238,219		
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	18,864,980	L
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		M
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O	18,864,980	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P	6,626,761	

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年7月31日現在)	Q	277,957,513
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)		6.63
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		6.68

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年7月18日	普通株	69,000	取得	
2006年7月19日	普通株	113,000	処分	
2006年7月19日	普通株	5,000	取得	(貸借)
2006年7月20日	普通株	308,000	取得	
2006年7月20日	普通株	40,000	処分	(貸借)
2006年7月21日	新株予約権付社債券	479,617	処分	
2006年7月21日	普通株	15,000	処分	
2006年7月21日	普通株	1,000	取得	(貸借)
2006年7月24日	普通株	12,000	取得	
2006年7月25日	普通株	64,000	処分	
2006年7月25日	普通株	30,000	取得	(貸借)
2006年7月26日	普通株	39,000	取得	

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年7月27日	普通株	30,000	取得	
2006年7月27日	普通株	100,000	処分	(貸借)
2006年7月28日	普通株	80,000	処分	
2006年7月28日	普通株	101,000	取得	(貸借)
2006年7月31日	普通株	118,000	処分	
2006年7月31日	普通株	1,000	処分	(貸借)
2006年8月1日	普通株	33,000	取得	
2006年8月1日	普通株	135,000	取得	(貸借)
2006年8月2日	普通株	10,000	取得	
2006年8月2日	普通株	135,000	取得	(貸借)
2006年8月3日	普通株	52,000	処分	
2006年8月3日	普通株	677,000	取得	(貸借)
2006年8月4日	普通株	7,000	処分	
2006年8月7日	普通株	327,000	処分	
2006年8月8日	普通株	90,000	取得	
2006年8月9日	普通株	17,000	処分	
2006年8月10日	普通株	3,000	処分	
2006年8月10日	普通株	97,000	処分	(貸借)
2006年8月11日	普通株	19,000	取得	
2006年8月14日	普通株	37,000	処分	
2006年8月14日	普通株	89,000	処分	(貸借)
2006年8月15日	普通株	45,000	取得	(貸借)
2006年8月16日	普通株	7,000	処分	
2006年8月16日	普通株	18,000	処分	(貸借)
2006年8月17日	普通株	96,000	処分	
2006年8月17日	普通株	2,000	取得	(貸借)
2006年8月18日	普通株	3,000	処分	
2006年8月18日	普通株	2,000	処分	(貸借)
2006年8月21日	普通株	150,000	取得	
2006年8月22日	普通株	44,000	処分	
2006年8月22日	普通株	28,800	処分	(貸借)
2006年8月23日	普通株	21,000	取得	
2006年8月23日	普通株	396,000	処分	(貸借)
2006年8月24日	普通株	74,000	取得	
2006年8月24日	普通株	100,000	取得	(貸借)
2006年8月25日	普通株	13,000	取得	
2006年8月28日	普通株	9,000	取得	
2006年8月29日	普通株	20,000	処分	
2006年8月30日	普通株	33,000	処分	
2006年8月31日	普通株	17,000	取得	
2006年9月1日	普通株	3,000	取得	
2006年9月1日	普通株	536,000	処分	(貸借)
2006年9月4日	普通株	63,000	処分	
2006年9月4日	普通株	877,400	取得	(貸借)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年9月5日	普通株	10,000	取得	
2006年9月6日	普通株	42,000	取得	
2006年9月6日	普通株	500,000	処分	(貸借)
2006年9月7日	普通株	14,000	処分	
2006年9月8日	普通株	253,000	処分	
2006年9月8日	普通株	132,000	取得	(貸借)
2006年9月11日	普通株	97,000	処分	
2006年9月11日	普通株	106,000	処分	(貸借)
2006年9月12日	普通株	193,000	取得	
2006年9月12日	普通株	8,000	処分	(貸借)
2006年9月13日	普通株	54,000	取得	
2006年9月14日	普通株	86,000	取得	
2006年9月14日	普通株	90,000	取得	(貸借)
2006年9月15日	普通株	97,000	取得	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 12,238,219株の借入(ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー等からの借入)

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	0
借入金額計 (S) (千円)	0
その他金額計 (T) (千円)	0
上記 (T) の内訳	
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	0

② 【借入金の内訳】

番号	*名称 (支店名)	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						





第2【提出者に関する事項】

3【提出者(大量保有者) / 3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs Asset Management, L.P.
住所又は本店所在地	32 Old Slip, New York, New York, 10005 U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成2年4月18日
代表者氏名	ピーター・クラウス / リック・シュワルツ (2名)
代表者役職	共同代表者
事業内容	投資信託委託業・投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

保有株数が単元株の20倍未満であるため、共同保有者には含まれない

## (3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			1,000
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M 1,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 1,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年7月31日現在)	Q 277,957,513
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	0.00
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	0.01

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年9月15日	普通株	37,000	処分	

## (5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
------



第2【提出者に関する事項】

4【提出者(大量保有者) / 4】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs & Co.
住所又は本店所在地	85 Broad Street, New York, New York 10004, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	明治2年12月
代表者氏名	Robert J. Katz
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等
-----------------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	10,164,819		
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 10,164,819	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 10,164,819		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年7月31日現在)	Q 277,957,513
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	3.66
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	3.30

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年7月20日	新株予約権付社債券	479,616	処分	
2006年7月21日	新株予約権付社債券	479,616	取得	
2006年7月26日	普通株	2,000	取得	
2006年7月27日	普通株	8,000	取得	
2006年7月31日	普通株	7,000	処分	
2006年8月1日	普通株	135,000	取得	(貸借)
2006年8月2日	普通株	100,000	取得	(貸借)
2006年8月4日	普通株	2,000	処分	
2006年8月10日	普通株	15,000	処分	
2006年8月11日	普通株	1,000	処分	
2006年8月11日	普通株	97,000	処分	(貸借)
2006年8月14日	普通株	76,000	処分	(貸借)
2006年8月15日	普通株	45,000	取得	(貸借)
2006年8月16日	普通株	40,000	処分	
2006年8月17日	普通株	62,000	取得	
2006年8月21日	普通株	17,000	処分	(貸借)
2006年8月22日	普通株	42,800	処分	(貸借)
2006年8月24日	普通株	296,000	処分	(貸借)
2006年8月30日	普通株	10,000	処分	
2006年8月31日	普通株	10,000	取得	
2006年9月4日	普通株	8,000	処分	
2006年9月5日	普通株	10,000	処分	
2006年9月6日	普通株	100,000	取得	(貸借)
2006年9月7日	普通株	8,000	処分	
2006年9月8日	普通株	140,000	取得	(貸借)
2006年9月12日	普通株	8,000	取得	
2006年9月13日	普通株	7,000	取得	
2006年9月14日	普通株	90,000	取得	(貸借)
2006年9月15日	普通株	3,000	処分	

## (5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 10,164,819株の借入
---------------------------

## (6) 【保有株券等の取得資金】

## ① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	0
借入金額計 (S) (千円)	0
その他金額計 (T) (千円)	0
上記 (T) の内訳	
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	0





## 第2【提出者に関する事項】

### 5【提出者(大量保有者) / 5】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	平成 8 年 2 月 6 日
代表者氏名	土岐 大介
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	投資信託委託業・投資顧問業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

#### (2)【保有目的】

運用を目的とした証券投資信託による保有及び投資一任契約に基づく運用を目的とした保有

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			189,000
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M 189,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O	189,000	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年7月31日現在)	Q	277,957,513
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)		0.07
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		0.08

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年8月2日	普通株	40,000	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
------



**第2【提出者に関する事項】****6【提出者(大量保有者) / 6】****(1)【提出者の概要】****①【提出者(大量保有者)】**

個人・法人の別	法人(有限責任会社)
氏名又は名称	Goldman Sachs Hedge Fund Strategies LLC
住所又は本店所在地	701 Mount Lucas Road, Princeton, NJ08540, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

**②【個人の場合】**

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

**③【法人の場合】**

設立年月日	平成 9 年 4 月 9 日
代表者氏名	George Walker
代表者役職	社長
事業内容	投資顧問業、コモディティ・プール・オペレーター、コモディティ・トレーディング・アドバイザー

**④【事務上の連絡先】**

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

**(2)【保有目的】**

投資一任契約に基づく運用を目的とした保有
----------------------

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			35,000
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M 35,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O	35,000	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年7月31日現在)	Q	277,957,513
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)		0.01
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		0.01

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
該当なし				

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
------



### 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

#### 1【提出者及び共同保有者】

- (1) Goldman Sachs (Japan) Ltd.
- (2) Goldman Sachs International
- (3) Goldman Sachs & Co.
- (4) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
- (5) Goldman Sachs Hedge Fund Strategies LLC

#### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

##### (1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	25,272,038		224,000
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M
	31,898,799		224,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O		
	32,122,799		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		
	6,626,761		

##### (2)【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年7月31日現在)	Q	277,957,513
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)		11.29
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		11.41

Goldman Sachs International | Peterborough Court | 133 Fleet Street | London EC4A 2BB  
Tel: 020 7774 1000 | Telex: 94015777 | Cable: GOLDSACHS LONDON  
Authorised and regulated by the Financial Services Authority

Goldman  
Sachs

15 November 2004

TO: Chief of Kanto Financial Bureau  
Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.  
Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower  
10-1, Roppongi 6-Chome  
Minato-ku, Tokyo 106-6147  
Japan

Power of Attorney

We, Goldman Sachs International, of Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, a company duly organized and existing under the laws of England and Wales hereby appoint Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan :

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and

IN WITNESS WHEREOF, this Power of Attorney has been duly executed as a Deed on this 15<sup>th</sup> day of November 2004.

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL

By: Richard J. Levy

Name: Richard J. Levy

Title: Managing Director

By: Oliver S. R. Buxton

Name: Oliver S. R. Buxton

Title: Assistant Secretary



(訳文)

委任状

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

ロンドン市 EC4A 2BB、フリート・ストリート 133、ピーターボロ・コートに所在する我々  
ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リ  
ミテッドに関し我々の適法な代理人に選任する。

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」と  
いう。)に基づき必要な各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。

我々は、当該代理人により、前記に関連して調印されたすべての書類をここに承認する。

上記を証するために、本委任状は2004年11月に証書として正当に作成された。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

(署名)

マネージング・ディレクター

(署名)

アシスタント・セクレタリー

[2004]

TO: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower  
10-1, Roppongi 6-Chome  
Minato-ku, Tokyo 106-6147  
Japan

Power of Attorney

Goldman Sachs Asset Management, L.P. hereby appoints Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of  
Goldman Sachs Asset Management, L.P.

By:   
Name: Ellen Porges

Title: Managing Director

Address: Goldman Sachs & Co.  
1 New York Plaza, 37<sup>th</sup> Floor  
New York, New York 10004

(訳文)

2004年 月 日

関東財務局長 殿

代理人： ゴールドマン・サックス証券会社東京支店  
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

代理人住所： 東京都港区六本木6丁目10番1号  
六本木ヒルズ森タワー

### 委任状

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント L.P.は、ここにゴールドマン・サックス証券会社東京支店を、下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

### 記

1. 証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」及び関係法令（以下「ルール」と総称する）に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 上記に付帯関連し前記代理人が必要と思料するその他の行為、手続きを行うこと。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント L.P.

(署名)

エレン・ポージス  
マネージング・ディレクター

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー  
アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10004  
ニュー YORK市 ニューヨークプラザ 1 37 階

October 25, 2004

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower  
10-1, Roppongi 6-Chome  
Minato-ku, Tokyo 106-6147  
Japan

Power of Attorney

Goldman Sachs & Co. hereby appoints Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Japanese Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the Rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the Rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of  
Goldman Sachs & Co.,

By: 

Name: Roger S. Begelman

Title: Chief Compliance Officer

Address: 30 Hudson Street, 27<sup>th</sup> Floor  
Jersey City, NJ 07302  
United States of America

(訳文)

2004年10月

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド  
東京都港区六本木6丁目10番1号  
六本木ヒルズ 森タワー

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドを、下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー

(署名)

ロジャー・エス・ビーゲルマン  
チーフ・コンプライアンス・オフィサー

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー  
アメリカ合衆国 ニュージャージー州 07302  
ジャージーシティー、ハドソンストリート 30 27 階

平成18年9月15日

関東財務局長 殿

代理人： ゴールドマン・サックス証券会社東京支店  
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

代理人住所： 東京都港区六本木6丁目10-1  
六本木ヒルズ森タワー

### 委任状

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ここにゴールドマン・サックス証券会社東京支店を、下記にかかる一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

### 記

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

住所： 東京都港区六本木6丁目10-1  
六本木ヒルズ森タワー

商号： ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社  
代表取締役社長 土岐 大介



January 12, 2005

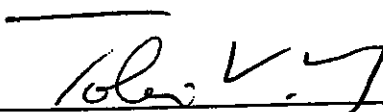
TO: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Limited  
Roppongi Hills Mori Tower,  
6-10-1 Roppongi, Minato-ku  
Tokyo

GOLDMAN SACHS HEDGE FUND STRATEGIES LLC hereby appoints GOLDMAN SACHS (JAPAN) LIMITED as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule.

For and on behalf of Goldman Sachs Hedge Fund Strategies LLC,



By: Tobin V. Levy, Director and CFO

Goldman Sachs Hedge Fund Strategies LLC  
701 Mount Lucas Road, Princeton, NJ 08540, U.S.A.

(訳文)

2005年1月

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド  
東京都港区六本木6丁目10番1号  
六本木ヒルズ 森タワー

ゴールドマン・サックス・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・エルエルシーは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドを、下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。

ゴールドマン・サックス・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・エルエルシー

\_\_\_\_\_  
(署名)

トビン・レヴィ  
ディレクター/CEO